

令和5年度

「高度工芸技術者養成研修業務」

企画提案公募要領

令和5年2月

沖縄県商工労働部

沖縄県工芸振興センター

企画提案公募要領

沖縄県では、「令和5年度高度工芸技術者養成研修業務」の実施に関する委託先について、以下の要領で広く募集します。受託を希望される方は、事業内容をご理解の上、応募して下さい。

本件は、次年度（令和5年度）の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものです。県議会において当初予算案が否決された場合は契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承下さい。

1. 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和5年度高度工芸技術者養成研修業務

(2) 事業の内容

織物、紅型、漆芸、木工芸の各分野における若手工芸技術者等に対して技術研修を行い、工芸産業を担う高度な技術を持った中核人材（技術者）を養成する。（詳細は、令和5年度高度工芸技術者養成研修業務企画提案仕様書を参照）

(3) 契約期間

契約締結日（令和5年4月1日予定）から令和6年3月31日（金）まで

※研修期間は令和5年4月18日（火）から翌年3月15日（金）とする。ただし、月曜、日曜、公休日、慰霊の日、旧盆3日目8月30日（水）、12月29日から1月3日は除く。

(4) 提案総額の上限額

26,681千円以内（消費税および地方消費税を含む）

この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額ではない。

2. 応募資格

申請者は次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 本募集要領及び企画提案仕様書に記載された趣旨を全て了解する者であること。
- (3) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (4) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (5) 労働関係法令を遵守していること。
- (6) 県民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

- (7) 沖縄県内に本社を置く法人であること。
- (8) 県内において業務進捗状況又は業務内容に関する打ち合わせに対して、迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること。
- (9) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (10) 共同企業体で事業を実施する場合は、以下の要件を満たすこと
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募申請すること。
 - イ 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)～(6)の要件を満たすこと。
 - ウ 共同企業体を代表する事業者が、上記応募資格(7)～(9)の要件を満たすこと。
 - エ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員となって応募する、又は単体として応募するなど、重複して応募する者でないこと。
 - オ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。
- (11) 1 提案者（共同企業体で事業を実施する場合は 1 共同企業体）につき、提案は 1 件であること。

(※)地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

3. 応募方法等

(1) 応募書類等の提出

応募書類等の提出は、次により持参又は郵送により行うこと。

なお、郵送の場合は書留郵便等、記録が残る方法で行うものとし、提出期限内に到着するよう送付すること。

- ア 提出期限 令和 5 年 3 月 10 日（金）15 時（厳守）
- イ 提出場所 沖縄県工芸振興センター（「10 問い合わせ先」のとおり）

(2) 応募に係る質問

本募集要領及び企画提案仕様書等に関して質問がある場合には、質問書【様式 9】を電子メールによって提出することとし、送付後速やかに担当まで電話連絡し、受信の確認を行うこと。

- ア 提出期限 令和 5 年 3 月 3 日（金）15 時（厳守）
- イ 提出場所 「10 問い合わせ先」のとおり

※質問に対する回答は、後日メールで行います。

4. 提出書類及び必要部数等

(1) 提出書類

- ア 応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式1】
- イ 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式2】
- ウ 法人概要表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式3】
- エ 積算見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式4】
- オ 執行体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式5】
- カ 実績書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式6】
- キ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式7】
- ク 労働保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合を除く。）なお、社会保険に加入義務がない場合は、その理由に関する申出書【様式8】を提出すること。
- ケ 定款又は寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）
- コ 直近2事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類
- サ 直近2年間の都道府県税（法人の場合は法人事業税及び法人県民税、個人事業主の場合は個人事業税）について滞納がないことを証明する書類。 ※3ヶ月以内のもの
- シ 消費税について未納がないことを証する証明書 ※3ヶ月以内のもの
- ス 共同企業体の場合は、協定書を添付。
※共同企業体の場合、上記キ～シについては、構成員ごとに作成し提出すること。

(2) 提出部数

7部（ただし、ア、エ及びクについては正本に1部添付し、残部に複写を添付すること。また、キからスについては、原本を1部提出すること。）

(3) その他

企画提案書の内容については、今後の契約の基本方針となるため、提案の事業費総額内で実現が確約されることのみ記載すること。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。

5. 委託事業者の選定

(1) 評価方法

第一次評価としての2の応募資格等を満たしているかの書面審査を行った上で、第二次評価（プレゼンテーション評価）として沖縄県商工労働部内に設置する企画提案評価委員会において評価を行い選定する。ただし、応募者が1者の場合、第2次評価をプレゼンテーション評価に代えて書面（提出書類）での評価とする。

(2) 評価基準

第二次評価においては、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

- ア 適合性：事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること。
- イ 実行性：確実かつ円滑に委託業務を遂行できる能力、体制を有していること。

- ウ 具体性：事業を効果的に実施するための企画提案の内容や事業実施の方法について具体性のある事業計画であること。
- エ 妥当性：事業を実施するにあたり、妥当な積算となっていること。

(3) 第二次評価（プレゼンテーション評価）

- ア 日時：令和5年3月20日（月）午後 ※予定
- イ 場所：沖縄県庁2階 人事委員会 委員室
- ウ 提出資料に基づき説明することとし、資料の追加及びパソコン、タブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。
- エ 評価会場への入場者は3名以内とする。
- オ 応募者の評価時間は、1社あたり30分（プレゼンテーション15分、質疑応答15分）を予定し、プレゼンテーション評価を行う。
※プレゼンテーションを行う時間帯については、後日連絡する。

(4) 結果の通知

- 4月1日（土）に書面にて通知する。

6 契約

(1) 契約の締結

選定された申請者と委託業務の内容及び額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結する。

(2) 契約額の決定

契約額については、委託先候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合がある。

(3) 委託料の支払い

受託者から提出される報告書を基に、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法をとる。ただし、受託者の請求により必要と認められる場合は、概算払いを行う。

(4) 契約条項

委託先候補者との協議事項とする。

(5) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

※) 契約保証金について (抜粋)

第 101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号) 第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 地方自治法施行令第 167 条の 5 及び地方自治法施行令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 箇年間に国 (独立行政法人、公社及び公団を含む。) 又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7. スケジュール (予定)

決定までのスケジュールは以下のとおりを予定しているが、変更することもある。

令和 5 年 2 月 20 日 (月)	公募公告
3 月 3 日 (金) 15 時	質問書提出締切
3 月 10 日 (金) 15 時	応募書類提出締切 (必着)
3 月 20 日 (月) 13 時半	※予定 二次評価 (プレゼンテーション評価予定)
4 月 1 日 (金) 以降	結果通知、契約

8. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりである。

経費項目	内 容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	
謝 金	講座、専門的知識の提供等について協力を得た講師等外部専門家に対する謝金 本県の職員及び受託者の従業員に対しては、原則として謝金を計上しないものとする。

旅 費	沖縄県内および国内出張に係る経費
使用料・賃借料	入所式、修了式、中間報告会、成果報告会等の開催に必要な会場借料、機材借料 研修場所の貸し工房Dに係る室料、共益費、共同工房に係る利用料
ア. 光熱水費	研修場所の貸し工房Dに係る電気、水道、ガス
イ. 消耗品費	備品費（その性質、形状を変えることなく比較的長く使用し、且つ保存できる物品の購入に要する経費で、一品の取得見積価格が3万円以上のもの）に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
ウ. 原材料費	研修業務の用に供されるため調達された材料品および加工用原料の購入に要する経費で、消耗品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
役務費	当該業務に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料、本事業専用の通信機器等に係る経費を計上する。
印刷製本費	事業で使用する資料、パンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
その他諸経費	当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの（例） 翻訳通訳、速記費用
Ⅲ. 再委託費	県との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費（Ⅰ. 人件費＋Ⅱ. 事業費（外注費を除く）の10%以内を上限とする（小数点以下切り捨て）。） ※当該業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費の例：役職員の手当や管理部門などの管理経費、事務所の家賃、光熱水料、回線使用料、汎用文具等
外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費（請負契約）

(2) 直接経費として計上できない経費

- ア 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- イ その他事業に関係のない経費

9. その他留意事項

- (1) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提案書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリングへの出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書、審査内容、審査経過については公表しない。

10. 問い合わせ先

工芸振興センター 担当：大城 E-mail xx054110@pref.okinawa.lg.jp

- ・ 住所：〒901-0241 豊見城市字豊見城 1114 番 1
電話：098-987-0380
FAX：098-987-0381